

当会の考え方

静岡県信連の経営理念体系

理念

経営理念

経営方針

静岡県信連として永続的に追求する**存在意義・使命**

理念

静岡県信連が大切にする**経営の考え方**

目指す姿

Vision

経営理念を追求するうえで、静岡県信連としてどうあるべきかという**目指すべき姿**を表現した**将来像**



価値観

行動規範

理念・Visionを追求するうえで、静岡県信連として**どのようにすべきか**を示すもの

役職員の行動指針

理念・Visionを追求するうえで、静岡県信連の役職員として**どのように考えどのように行動すべきか**を示すもの

経営計画

中期経営計画

Visionの実現に向けて、何を実践していくかを示した**具体策・計画**(事業活動の基本)

Mission[使命]

●食農ビジネス ●JA支援 ●投融資

Base[基盤]

●経営基盤

経営方針

当会は、“農協金融を協同の精神で支援する県単位の連合組織金融機関”であるとともに、“地域社会と地域経済に密着した金融機関”として会員・お客さまの期待と信頼にこたえることを使命とします。

理念

- 連合組織金融機関として調和を大切に効率的な組織機能を発揮します。
- 創造性ある金融サービスをととして地域社会と夢のあるつながりを目指します。
- 社会的責任を自覚した健全経営を行います。

Vision



concept

静岡の誇る食と農を未来へとつないでいくため、ヒトと地域、食農分野をつなぎ、静岡の農業の発展になくてはならない存在となることを目指す。

食と農を未来へ ヒトと地域をつなぐ信連へ

行動規範

連合組織金融機関

- 系統金融機関として資金の運用と信用秩序の維持機能の役割を担い、自己責任に基づいた健全経営を確立し、会員への安定的利益還元と機能提供を図ります。

地域金融機関

- 金融サービス、情報の提供をととしてお客様の豊かな暮らしに貢献します。
- 地域のパートナーとして農業の発展と地域経済に貢献します。
- 緑を大切に生活環境に根ざした文化活動に貢献します。

組織・職場の活性

- 職員の個性を大切にし金融のスペシャリストを目指し幅広い視野に立って能力の開発と人材の育成を実践します。
- 系統金融組織と職場の合理性・効率性を常に追求し、自由闊達な職場風土を作ります。

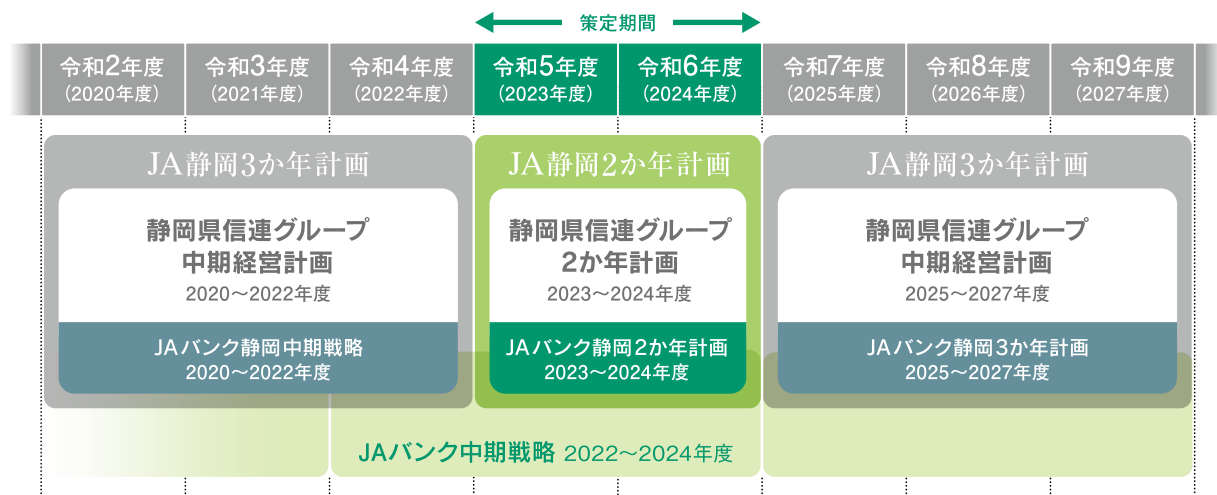
役職員 行動指針

- 信頼に対し実意(誠意・熱意・好意)を持って行動します。
- 社会的公共性を踏まえその責務を果たします。
- 創造性と協調性をもって目標に向かい邁進します。
- 主体性ある行動により改革と飛躍を目指します。
- 豊かな人間性とやりがいを創出し幸福を追求します。

中期経営計画

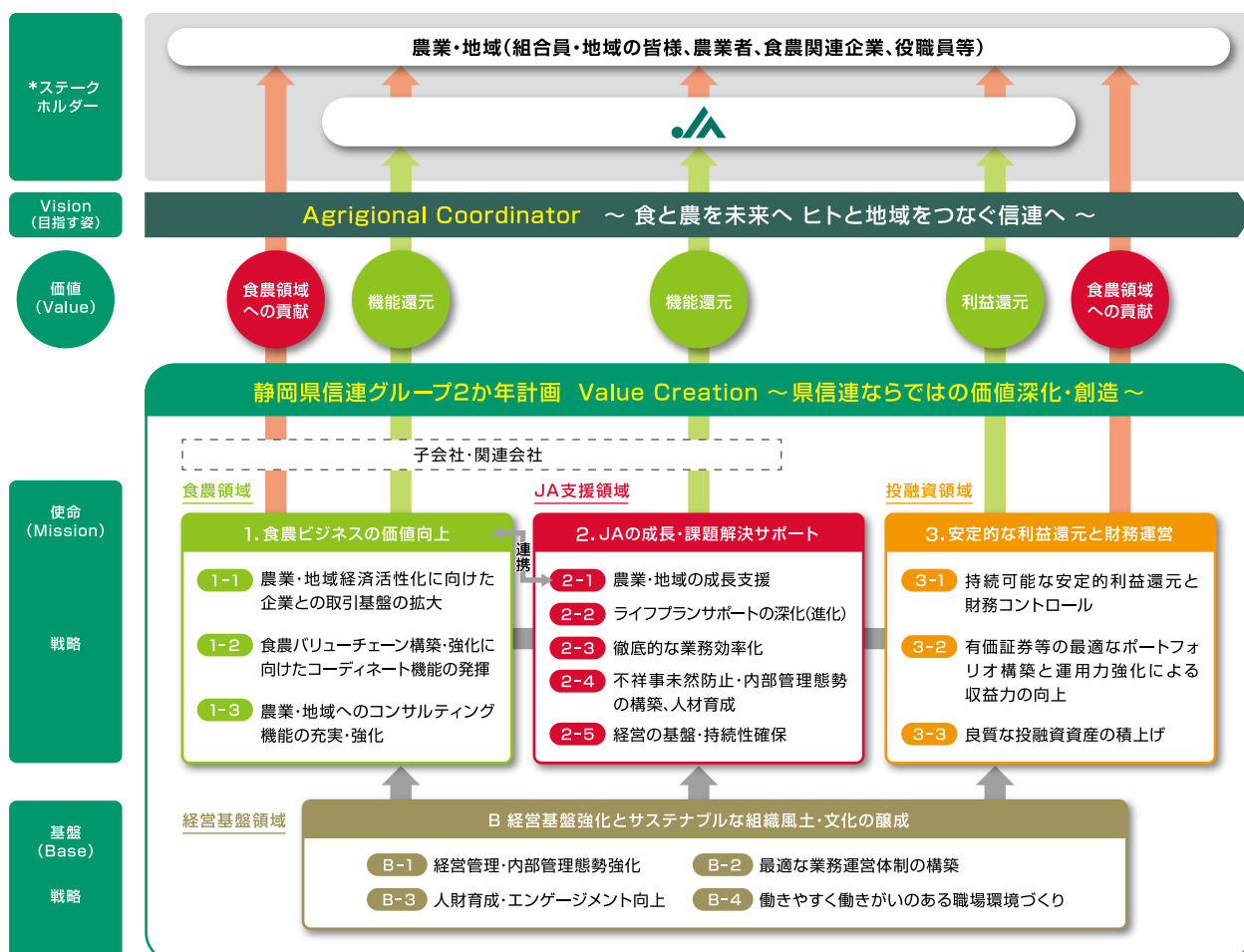
中期経営計画の位置付け

静岡県下JAグループ全体の中期経営計画としてJA静岡2か年計画があり、その中の信用事業について『静岡県信連グループ2か年計画』があると同時に、JAバンク基本方針に定める全国の総合戦略である「JAバンク中期戦略」を考慮した『JAバンク静岡2か年計画』があります。



中期経営計画の概要

中期経営計画の実践に向けては、基盤 (Base) となる人財・組織基盤等の“事業を支える経営基盤を充実・強化”させ、使命 (Mission) としてJA系統の最大の強みである“食農領域における取組みの加速”、会員JAに対する“機能還元”の更なる充実”、投融资による安定収益確保を通じた“持続可能な利益還元”を果たすべく、あらゆる手段を講じてまいります。

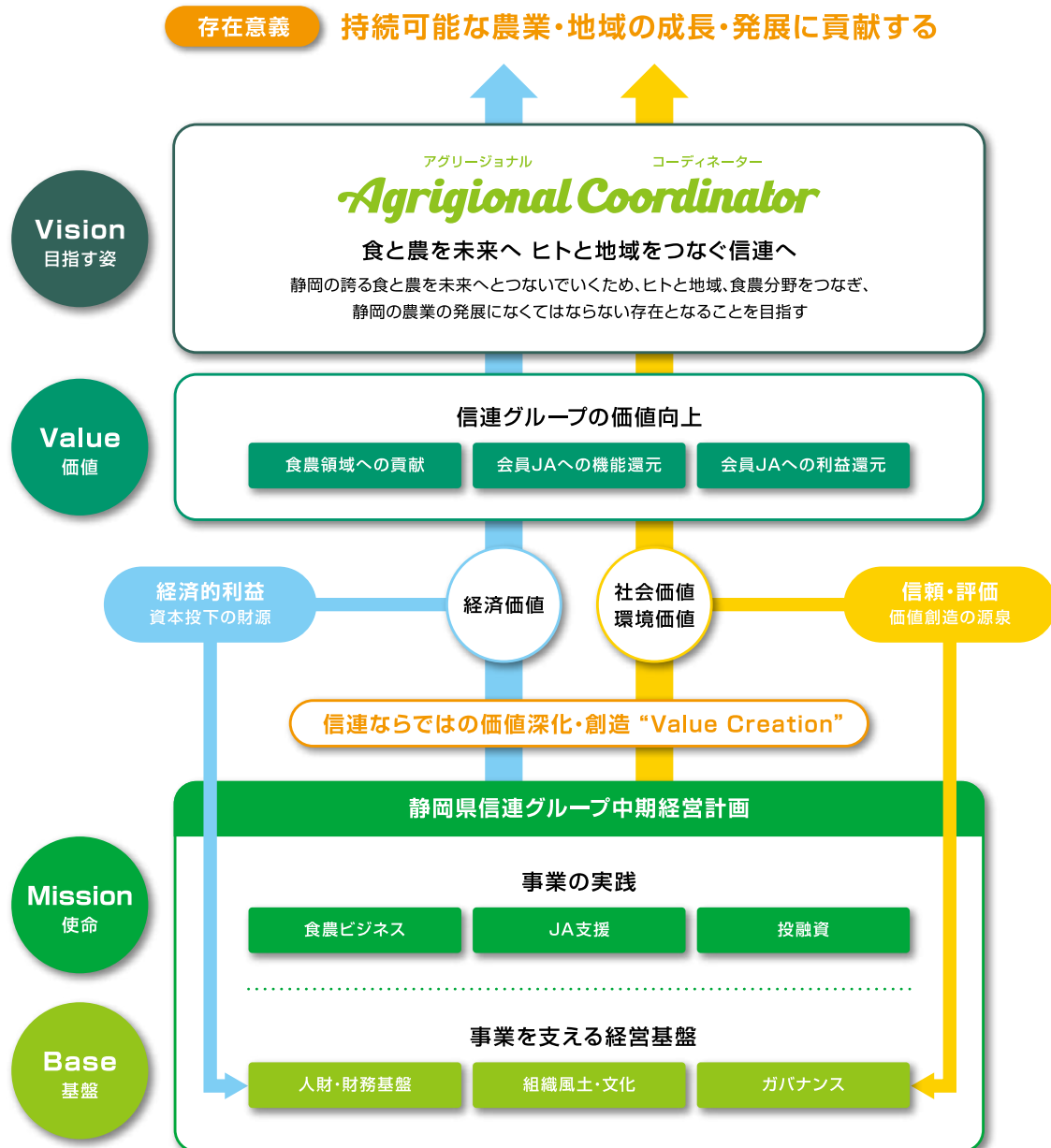


*ステークホルダー：会員JA、組合員・地域の皆様をはじめ、農業者・食農関連企業・役員など、当会事業の関係者全般を指す。

静岡県信連のサステナビリティ

静岡県信連グループは、食農分野において存在感を発揮し、農業・地域になくてはならない存在となるべく、“Vision（目指す姿）”「アグリジョナル コーディネーター Agrigional Coordinator ～食と農を未来へヒトと地域をつなぐ信連へ～」を設定し、実践しています。“Vision”を実現させることで、「持続可能な農業・地域の成長・発展への貢献」に繋がり、当会の存在意義を発揮することができると考えます。

“Vision”を実現するためには、「中期経営計画」の実践を通じて、「食農領域への貢献や会員JAへの機能還元・利益還元」により当会の価値を深化・創造させ、持続可能な農業・地域の成長・発展に貢献することが、当会の『サステナブル経営』であり、この考え方を根本思想と位置付けています。



SDGs への取組み

静岡県信連グループは、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」の趣旨に賛同し、「創造性ある金融サービスをとおりて地域社会に貢献する」という経営理念のもとに、^{アグリジョナル}「Agrigional ^{コーディネーター}Coordinator」として、ヒトと地域、食農分野をつなぎ、地域社会と農業の持続的発展に貢献します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

重要課題（マテリアリティ）の特定と主な取組み

2023年度にスタートした中期経営計画において、当会が注力すべき重要課題（マテリアリティ）を設定しました。

これらは当会が地域社会と農業の持続的発展に貢献していくため、地域社会、会員、環境、職員などのステークホルダーそれぞれに価値を提供する過程において、特に重視すべき課題を抽出・整理したものです。「サステナブル経営」

という根本思想に基づき、重要課題（マテリアリティ）を特定しており、社会と共存して成長することの重要性を認識しながらグループ体となり実現に向け邁進します。

さらに、重要課題（マテリアリティ）ごとに進捗をマネジメントするための取組指標を設定しています。

重要課題01 持続可能な農業・地域社会の実現



主な対応内容

- 多様な枠組みを通じた農業・地域への資金循環
- 農業者・食農関連企業のサポート徹底による一層の関係構築
- 食農ビジネス・マッチングの充実化、成約効果の把握
- ソリューション提供による課題解決・ニーズ対応
- 農業資金の競争力強化に向けた対応支援
- 担い手経営の安定・所得向上に向けたコンサルティング機能の強化支援
- 社会課題の解決に向けた地域との協同活動の実践・深化

取組指標

- 食農ビジネス・マッチング成約件数
- 農業融資新規実行額
- 担い手コンサル実施件数
- 食農関連企業金融取引
- 地域の民俗芸能保存・伝承活動への支援
- 地域農業・社会の発展に貢献することを目的とした金融支援事業、担い手育成・食農教育応援事業

重要課題02 環境負荷の低減



主な対応内容

- 社会環境問題に配慮したサステナブル・ファイナンスへの取組み
- GHG排出量削減を目的とした電力使用量削減等
- ペーパーレス化の推進
- 気候変動・社会課題等を踏まえた管理・態勢の構築

取組指標

- サステナブル・ファイナンス
- 温室効果ガス排出量削減額
- 地球に根ざした環境保全活動への参加

重要課題03 サステナブルな職場環境構築



主な対応内容

- 多様化する価値観、働き方（場所・時間・環境等）への対応
- 働きがいの充実や健康経営にかかる取組み

取組指標

- 女性管理職比率の向上
- 管理職の時間外労働の削減
- 非管理職の時間外労働の削減



JAバンク自己改革の取組み

農業を取巻く状況は厳しさを増すなか、JAグループは、平成26年に自らの改革として「JAグループ自己改革」を策定しました。JAバンクも、JAグループの一員としてこれまで以上に農業・地域に貢献していくため、信用事業の取組みを「JAバンク自己改革」として取りまとめ実践してきました。

当会におきましても、JAバンク静岡アグリサポートプログラムをはじめとした農業者支援やJAらしい金融サービスの提供等の県域施策を推し進め、今後も引き続き、農業所得増大・地域活性化に結びつく取組みを継続していきます。

● 信連による県域施策

取組項目		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
農業所得増大 と地域活性化 に資する踏み 込んだ対応	JAバンク静岡アグリサポートプログラムの実践（累計金額(百万円)）	358	694	909	1,083	1,253	1,475
	農業者（組合員）への融資サポート 及びコンサルティングの実践 ・農業資金新規実績※(百万円) ・担い手コンサルティングの実践先数	5,837 －	6,674 －	8,147 －	6,996 2先	8,124 5先	8,558 3先
	JA担い手サポートセンター機能 構築への取組み	各種研修会の開催等					
	販路拡大による農業者の所得向上 ・企業等とのビジネスマッチング成約件数 (系統や農業者所得に繋がる取組み)	18件	12件	17件	39件	32件	35件
JAが営農経済 事業に全力投球 できる環境整備	JA営農・経済事業の成長・効率化 に向けた取組支援（プログラム導入 実績）	－	1JA導入	2JA導入	3JA導入	2JA導入 1JA継続 支援	2JA 継続支援
	生産資材等価格高騰への支援 (JAが農業生産資材等の供給価 格抑制のために行う事業への費用 助成措置)	－	－	－	－	－	3JA申請 (令和4年 ～5年度)
	JA店舗機能・運営体制の整理 (JA店舗再編支援店舗数)	4店舗	17店舗	32店舗	22店舗	22店舗	17店舗
	非対面チャネルの普及促進 ・IB契約数 ・JAバンクアプリ契約数	21,194件 －	28,315件 －	37,967件 3,614件	48,236件 18,365件	58,361件 36,040件	67,790件 57,525件
	信用事業合理化策及び事務の集約・ 効率化	「貸出・保証審査支援システム」、「本人確認書類管理システム」、「自己査定システム」、全信用事業店舗へのOTM導入、ATM通帳発行機能装備など					
農業と地域・ 利用者をつなぐ 金融サービスの 提供・地域貢献	ローンキャンペーンを通じたSDGs への取組み ・ふじのくに美しい森林づくり基金 への拠出額(万円)	－	－	－	－	50	50
	JAバンク食農教育応援事業の展開 ・食農教育補助教材の寄贈 ・冊子数	531校 46千冊	533校 46千冊	534校 45千冊	530校 41千冊	530校 39千冊	520校 35千冊
	農畜産物直売所利用促進への取組み 《JAカード5%割引》 ・JAカード利用件数(千件) ・JAカード利用金額(百万円)	171 349	254 521	338 703	401 870	417 920	461 1,032
	店舗再編に伴う金融移動店舗車両の JAへの導入支援	2台	2台	2台	－	3台	－

※ 令和2年度以降は長期資金を記載

農業者・中小企業等の経営支援に関する取組方針

当会は、「創造性ある金融サービスをとおして地域社会と夢のあるつながりを目指す」という理念のもと、堅実・健全な経営を行い、農業者・中小企業等のお客さまに質の高い総合金融サービスをご提供することを「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、業務を通じ地域の社会的課題の解決と経済発展の両立を図ることで、サステナブル経営(SDGs 経営)を実践して参ります。

農業者・中小企業等の経営支援及び地域の活性化に関する態勢・取組状況

1 JAバンク静岡アグリサポートプログラム

JAバンク静岡では、平成28年度よりJAバンク全国施策ではカバーしきれない領域を補充すべく、全国施策と併せて「JAバンク静岡アグリサポートプログラム」を展開し、県内農業者の所得向上及び持続的な発展に向けた取組みを実践しています。



令和4年度実施施策

施策	内容
JAバンク静岡保証料助成	農業資金のお借入をされる農業者を支援するための保証料助成による金融支援。
災害対策資金	県内で発生した自然災害等により被害を受けた農業者の早期復旧を支援するための利子補給・保証料助成による金融支援。
担い手育成支援	農畜産業の担い手の育成や、地域農業基盤の振興・発展及び地域活性化に繋げるため、県内の農業高校等の学生が行う研究等に対する費用助成。
親元就農支援	若い労働力の確保や後継者育成に繋げるため、親元就農者の知識や技術習得のために支出した費用を助成。
JAバンク利子補給(全国施策)	農業資金の融資を受ける農業者の借入負担の軽減を図り、経営をバックアップするための利子補給による金融支援。

当会の考え方

JAバンク静岡は 農業経営を 応援します!

農業に関するご相談は JAにおまかせ!

JAで農業経営化資金・JAアグリサポーター資金をお借入の場合

最大 1% 利子補給 + 保証料 全額助成

JAバンク静岡 県下JA・静岡税理士

農業に関するご相談(資金・支援等)はJAにおまかせ!

利子補給・保証料助成事業とは

利子補給事業の仕組み

保証料助成事業の仕組み

2 金融面における支援体制

融資相談窓口の設置

各融資営業の担当部署にお客さまからの融資相談に係る「相談窓口」を設置し、新規のご融資や金融円滑化等の各種ご相談に対応する体制を整備しています。

※ 当会の金融円滑化に係る方針については、「金融円滑化に係る基本的方針」P26をご参照ください。

経営革新等支援機関としての支援

当会は、平成30年8月31日付で「経営革新等支援機関」の認定を受け、行政が行う経営効率化への取組みや新技術等を取入れた設備投資に対する様々な補助金・税制優遇等の支援措置にも柔軟に対応することができる体制を整備しています。

農業生産者や中小企業の皆さまが抱える様々な経営課題の解決に向け、農業専門金融機関としてのコンサルティング機能の発揮に努め、引き続き地域の農業と経済の発展に貢献していきます。



子育て支援商品の取扱い

県下JAでは、地域・社会へ貢献する金融機関として、少子化対策の観点から静岡県及び県下全市町により実施されている『子育て支援パスポート事業』に賛同し、お得な特典のある「子育て支援定期積金 すくすく」、「子育て支援定期積金 すくすくプラス」をご用意しております。

今後も子育て支援商品のご提案や情報提供を充実させ、子育て世代のライフプランを応援していきます。



遺言信託代理業務の取扱い

農中信託銀行の遺言信託代理店として、県下5JAにおいて遺言信託代理業務の取扱いをしています。

相続一般に関することのご相談や、財産に関する遺言書作成など、遺言者さまからのスムーズな資産・事業承継が行えるようお手伝いをさせていただきます。



新型コロナウイルス感染症対策資金等への対応

新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等により農業経営への直接または間接的な被害を受け、県下JAにおいてお借入れをされた方に対し、農業経営の継続を支援するための緊急措置として、令和6年3月末まで以下の金融支援を実施しています。

(1) JAバンク利子補給

- ① 災害対策資金に対し、年1.0%以内の利子補給を実施します。
- ② 利子補給対象期間は、借入日から最長5年間となります。

(2) 保証料助成 保証料相当額を全額助成します。



非対面金融サービスの提供

～「JAネットバンク」「法人JAネットバンク」「JAバンクアプリ」～

JAバンクでは、個人のお客さま向けに「JAネットバンク」、「JAバンクアプリ」、法人のお客さま向けに「法人JAネットバンク」のサービスを提供しております。「JAネットバンク」では、残高照会・振込だけでなく定期貯金取引や一部ローン取引等がご利用可能であり、「法人JAネットバンク」では、振込・振替はもちろん、一回の操作でまとめて給与振込や口座振替等がオフィスのパソコンからご利用いただけます。また、「JAバンクアプリ」では、残高照会、税金等の払込み、通帳レスの申込に加え、投資信託の口座開設や購入等がいつでもどこでもご利用いただけます。

今後もJAバンクでは、非対面金融サービスにおける、お客さまの利便性向上に努めてまいります。



3 事業展開に係る支援態勢等

JAバンク静岡 アグリビジネスセミナーの開催

令和4年11月に、農業所得の向上や地域活性化に資することを目的として、農業者が農業を取り巻く環境に対応していくために、「農業者が利益を上げる仕組みづくり」や「今後の農業マーケティングのあるべき姿」をテーマに、経営コンサルタントオフィス「b-MAP」久田博司氏を招いたセミナーを静岡県と共同開催しました。



農業者に対するコンサルティング機能の発揮

地域農業の発展の担い手となる農業者に対して、事業性評価の取組みを通じて経営課題を可視化し、JAの総合事業体の強みを活かした解決策の提案を進めており、金融面の支援に加え、事業面も含めた農業者の経営力強化に貢献する取組みを実践しています。



ビジネスマッチング

お取引先の販路拡大や各種課題の解決に向けたビジネスマッチングに積極的に取り組んでいます。令和4年度のマッチング件数は47件となり、うち35件が成約となりました。

なお、令和4年度の主な食農ビジネスマッチングの取組内容は以下のとおりとなっております。

＜ 系統組織と連携した主な成約事例（食農ビジネスマッチング） ＞

	連携先	ニーズ内容	マッチング先	概要
① 事業化及び販路拡大	卸売業(商社)	農業用 LED 製品の実証試験	JAふじ伊豆 JA大井川 JAハイナン	JA管内のイチゴ農家にて、実証試験を実施
	機器製造販売業	農業用一輪車電動化キットの実証試験及び販売	JAしみず	JA管内の圃場にて実証試験を行い、JA及び管内農家への販売が実現
② 加工及び仕入先確保	農業生産法人	周年出荷(キャベツ)のための仕入先確保	JAあがつま (群馬県吾妻郡)	県外JAからの調達が決定し、周年出荷を実現
	JA大井川	農産物の加工、保存(冷凍)先確保	農業生産法人	JAファーマーズマーケットにて提供しているかき氷の素材(イチゴ)加工及び冷凍保存先を確保
	JAハイナン	農産物の加工先確保	農業生産法人	カット野菜の加工業者と契約し、ブロッコリー加工品の販売を実現
③ 農業所得増大	農業生産法人	有機苗の栽培委託	JAふじ伊豆	有機苗(ブロッコリー)を試験栽培し提供
	農業生産法人	夏場の農業用ハウス(ネギ)の暑さ対策	JA大井川	担い手コンサルティングの取組みにより、ハウス用遮光資材の紹介を受け、ハウス内の温度調整が可能となりネギの収穫量が増加
④ 地産地消	宿泊業	レストランにて使用する食材の調達	JAふじ伊豆	新規オープンしたホテルにて地元農産物を使用
⑤ 労働力支援	(株)農協観光	農福連携事業*の連携先紹介	農業生産法人	農福連携事業の拡大及び労働力の確保が実現
⑥ 海外輸出	流通業	海外輸出が可能な農産物の紹介	農業生産法人	香港向けに、輸出基準をクリアした新品目(白ネギ)の輸出を開始
⑦ SDGs	食品生産販売業	もやし製造過程で使用する「麻袋」の有効活用	養蜂農家4先	従来廃棄していた麻袋を、養蜂飼育資材として活用

※ 農業と福祉が連携し、障がい者等の農業分野での活躍を通じ、社会参画を実現する取組み



4 地域社会への貢献等に対する取組み

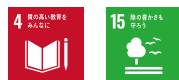
JAバンク静岡から県内の小学校への教材本贈呈

JAバンクでは全国的な取組みとして、子どもたちの農業への理解をはぐくみ、地域農業の発展に貢献することを目的とした食農教育応援事業を展開しています。

この事業の一環として、補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を制作し、子どもたちが食・環境・農業・金融経済への理解を深めるきっかけとなるよう全国の小学校に贈呈しています。

JAバンク静岡では、令和5年3月22日（水）に静岡県教育委員会へ目録を贈呈するとともに、県内520校（特別支援学校含む）の小学5年生（約3万5千人）に教材を贈呈しました。

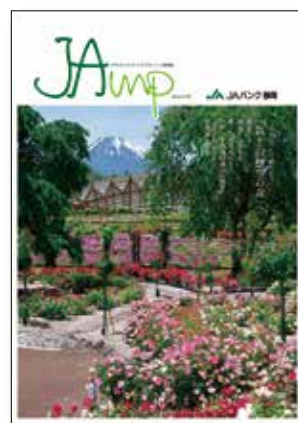
また、ユニバーサルデザインの考えに基づいた「特別支援教育版」も制作し、特別支援学校や特別支援学級に贈呈しています。



金融情報誌「JAmp」の発行

「県内の遊・食・知をお届けする情報誌」として、金融関連情報のみならず季節の特集、地域の名所、静岡の旬の食材に関する情報等を四半期単位（年4回）で発行しています。

県下JAの店舗にてご覧いただけるほか、JAバンク静岡のホームページにも掲載しています。



高齢者における特殊詐欺未然防止対応について

JAバンク静岡では、平成30年4月から高齢利用者を対象としたATM利用制限により、特殊詐欺等の未然防止対応を行ってきましたが、犯罪グループの手口も巧妙化し被害が多発している状況にあることや、静岡県警察本部からの被害防止に向けた取組要請も踏まえ、令和5年4月より利用制限の内容を変更し、更なる被害防止及び被害額の極小化に努めています。



ローンキャンペーンを通じたSDGs達成に向けた取組み

ＪＡバンク静岡では、SDGs 達成に向けた取組みの一環として、令和3年度に引き続き「静岡の美しい森林づくりに貢献！未来へつなげるローンキャンペーン」を実施いたしました。

本キャンペーンは「カーボンニュートラルの達成」、「質の高い教育機会の提供」及び「環境改善に寄与する設備の普及」を実現するために、マイカーローン・教育ローン・リフォームローンを対象としています。

また、県下ＪＡのキャンペーン対象ローン実行額の合計100万円につき100円をＪＡバンク静岡が「ふじのくに美しい森林づくり緑の基金」（静岡県森林組合連合会）に拠出しました。



「フードバンクふじのくに」への食料の寄贈

「フードバンクふじのくに」の設立の目的である「まだ安全に食べられるにもかかわらず処分されてしまう食料を、企業や個人から寄贈を受け、支援を必要としている人に適切に配るフードバンク事業を地域の仕組みとして確立させ、相互扶助の社会作りを目指す」ことに賛同し、令和4年10月に「ふわふわ玉子粥(126食)」、「梅しらす雑炊(54食)」を寄贈しました。



「公益信託ＪＡ・静岡県信連民俗芸能振興基金」による地域の民俗芸能保存・伝承活動への支援

当会では、農協法制定50周年記念事業の一環として平成11年3月に創設した「公益信託ＪＡ・静岡県信連民俗芸能振興基金」により、これまで、北久原神楽保存会（御殿場市）を始め、島田鹿島踊保存会（島田市）や女河八幡宮氏子会（湖西市）等、のべ262団体に対して助成を行い、静岡県内各地の民俗芸能の保存・伝承活動に取り組んでいる団体や個人に対する助成活動をとおして、地域文化活動を支援しています。

令和4年度(第24回目)は、8団体に対し総額262万円の助成を行いました。

なお、第25回目の募集は令和5年10月から11月まで実施し、助成金交付については令和6年4月に行う予定です。

また、静岡県内各地の国・県指定の無形民俗文化財保護団体を掲載した「しずおか民俗芸能マップ」を作成しています。



「公益信託ＪＡ・静岡県信連民俗芸能振興基金」に関するお問い合わせ先

●農中信託銀行株式会社 TEL.03-5281-1420

●静岡県信連 総務部 TEL.054-284-9652



超小型電気自動車「C+pod」の導入

CO2削減を目的として、令和4年8月に2人乗り超小型電気自動車「C+pod」を導入しました。また、当該車種は車両を確実に回収し、搭載電池の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を図る観点からリース契約限定での取扱いとなっており、環境への配慮が図られています。



再生可能エネルギーの導入

CO2削減を目的として、当会曲金寮・北安東寮に「CO2フリー電力(再生可能エネルギー)」を導入しています。

※「CO2フリー電力」とは、水力発電所等の再生可能エネルギー電源に由来する非化石証書の使用により環境価値を付加することで、実質的に再生可能エネルギー100%かつCO2ゼロエミッションの電気です。



TCFD 提言への取り組み(気候変動に対する対応)

気候変動に代表される環境課題は、当会において重要な経営課題である(重要課題02「環境負荷の低減」のとおり)と同時に持続的な企業価値の向上に繋がる機会であると認識し、環境負荷軽減や農業・地域の環境保全・貢献活動に取り組むほか、サステナブル・ファイナンスの実践を通じて、脱炭素社会の実現に向けた環境課題の解決に資する投融資に取り組んでいます。

その一環として、気候変動が当会の事業に与える影響、リスクに対して適切に対応し、TCFD※の提言を踏まえた開示内容の充実を図っていくとともに、農業・地域の円滑な脱炭素社会への移行に向けて取り組んでいきます。

※ Task Force on Climate related Financial Disclosures (気候関連財務情報開示タスクフォース)



- 主要国の中央銀行や金融監督当局などが参加する金融安定理事会(FSB)により設立されたタスクフォース
- 投資家への適切な情報提供を目的に、気候関連財務情報の開示を企業に促している



TCFD提言への取り組み ▶▶▶

<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/pdf/TCFD-proposal.pdf>



サステナビリティ基本方針 ▶▶▶

<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/pdf/sustainability-policy.pdf>

サステナブル・ファイナンスの指標と目標の設定

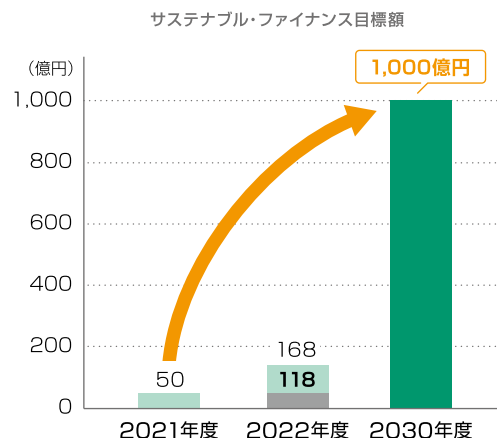
2030年度までにサステナブル・ファイナンスを累計で1,000億円実行する目標を設定しています。サステナブル・ファイナンスとは、持続可能な農業・地域社会の実現に向けたお取引先さまのESG（環境・社会・ガバナンス）、SDGs（持続可能な開発目標）等への取組みを支援する資金供給のことを指し、2022年度までに、168億円のサステナブル・ファイナンスを実行しています。

サステナブルファイナンス方針 ▶▶▶

<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/pdf/sustainable-finance-policy.pdf>



サステナブル・ファイナンス新規累計 1,000億円



温室効果ガス排出量 (GHG) 削減の指標と目標の設定

温室効果ガス (GHG) 排出量について、当会では CO2 排出量 (Scope1 および Scope2) を指標として設定し、農業・地域社会の脱炭素社会の実現に向けた取組みとして、2030年度における温室効果ガス排出量 (GHG) 削減目標を「2013年度比50%の削減」と定めて環境負荷の低減に努めます。2022年度の温室効果ガス排出量は、930トン (2013年度比 ▲23%) となりました。

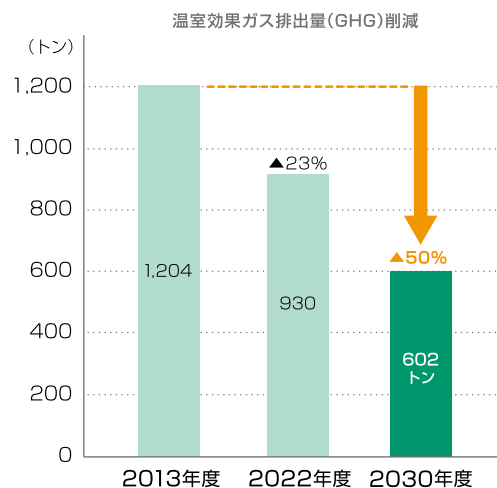
※ G H G : GHGとは温室効果ガス、Greenhouse Gasの略称。二酸化炭素 (CO2)、メタン (CH4)、一酸化二窒素 (N2O) 等が該当

※ Scope1: ガソリンやガスの使用に伴う排出 (燃料使用量に対し、所定の排出係数を乗じて算出)

※ Scope2: 電力の使用に伴う排出 (電力使用量に対し、所定の排出係数を乗じて算出)

※ 排出量は、環境省の算定方法を基に電気・ガソリン等から算出した概算値

2030年度 温室効果ガス排出量削減 50%削減 (2013年度対比)





ハラスメントのない働きやすい職場環境の構築に向けた取り組み

職場におけるハラスメント行為は、職員の尊厳を傷つける許されない行為であり、人権に関わる重大な問題です。

当会においても、ハラスメント行為は、職場秩序を乱し、円滑な業務運営に支障をきたす要因となり、さらに社会的評価にも悪影響を与える経営上の重大なリスクであるという認識のもと、「ハラスメント行為を絶対に許さない」という

トップメッセージを役職員に対して発信するとともに厳格な内部ルールを整備しています。

今後も、組織全体でハラスメント行為防止に係る意識を高め、ハラスメントのない働きやすい職場風土の醸成に努めてまいります。

ハラスメント行為の抑止に関するトップメッセージ

ハラスメント行為は、人権にかかわる問題であり、職員の尊厳を傷つけ、職場環境の悪化を招く、極めてゆゆしき問題です。

当会においても、ハラスメント行為は断じて許さず、すべての役職員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場環境づくりに取り組んでいきます。

このため、役員・管理職をはじめとする全役職員は、研修などを通じてハラスメントに関する知識や対応能力を向上させ、そのような行為を発生させない、許さない風土づくりを心掛けてください。

令和5年7月1日
静岡県信用農業協同組合連合会
代表理事 吉田 正吾

一般事業主行動計画(次世代法・女性活躍推進法 一体型)

職員全員が働きやすい雇用環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮し、また、女性がより多様に活躍できるようにするため、以下の行動計画を実践しています。

1 計画期間 2021年4月1日～2026年3月31日(5年間)

2 当会の課題

- 女性活躍推進をさらにステップアップするためにも、性別を問わず誰もがあらゆるフィールドでチャレンジし、キャリアの蓄積と能力発揮ができる職場風土を醸成していく必要があります。
- また、エンゲージメントの高い組織となるために、役職員が理念・ビジョンを共有し、与えられた目標やミッションを達成していく必要があります。
- そのために、管理職・非管理職ともにイノベーションを創出する柔軟な思考力と行動力を、また、管理職はより高いレベルのマネジメント力とコミュニケーション力を身につけることが求められます。

3 目標と取組内容

- 目標1: 管理職(長代理以上)に占める女性労働者の割合を30%以上とする
- 目標2: 管理職(長代理以上)の各月ごとの時間外労働を月平均10時間以内とする
- 目標3: 非管理職の各月ごとの時間外労働を月平均10時間以内とする

- 取組1: 職員全員が活躍できる職場環境の構築に向けた役職員の意識改革
- 取組2: 1on1ミーティングの実践によるエンゲージメント向上
- 取組3: 長時間労働の是正

地域の皆さまとの関わり

地域に対する当会の考え方

当会は静岡県下ＪＡ等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済に密着した地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のＪＡにお預けいただいた組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆さまや、ＪＡ・農業に関連する団体及び県の企業・地方公共団体等にもご利用

いただいています。

当会は、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することで信用事業機能を強化し、皆さまの経済的・社会的地位の向上を支援するとともに、地域のパートナーとして農業と地域経済の持続的発展に貢献することを使命としています。

また、金融サービスの提供にとどまらず、文化、教育、環境、福祉といった面も視野に入れ、地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

地域の皆さまからの資金調達・地域の皆さまへの資金供給の状況

1. 地域の皆さまからの資金調達の状況

預り先別貯金残高

(単位：百万円)

預り先	令和3年度	令和4年度	増 減
会員	3,909,912	3,829,490	△ 80,421
農協	3,886,265	3,804,999	△ 81,265
連合会	7,027	8,615	1,587
会員の組合員	381	353	△ 28
准会員・みなし会員	16,237	15,522	△ 715
員外	23,805	22,701	△ 1,103
合 計	3,933,717	3,852,191	△ 81,525

※ 譲渡性貯金は除いて表示しています。

2. 地域の皆さまへの資金供給の状況

貸出先別貸出金残高

(単位：百万円)

貸出先	令和3年度	令和4年度	増 減
会員	5,832	8,522	2,690
農協	1,621	1,508	△ 112
連合会	1,621	2,963	1,342
会員の組合員	1,849	1,517	△ 332
准会員・みなし会員	740	2,533	1,792
員外	101,877	106,024	4,146
合 計	107,710	114,546	6,836

※ 県外貸出金は除いて表示しています。

農業関係貸出金残高(県下ＪＡ・当会取扱分)

(単位：百万円)

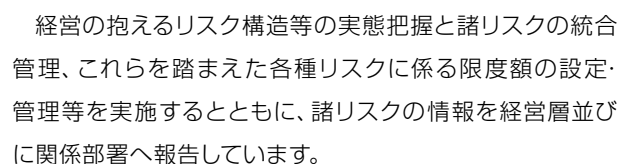
資金名	令和3年度	令和4年度	増 減
プロパー資金	19,640	21,085	1,445
農業制度資金	17,702	17,072	△ 629
農業近代化資金	6,355	6,405	49
スーパーＬ資金	10,840	10,291	△ 549
その他制度資金	505	375	△ 130
合 計	37,342	38,157	815

※ 当会の主な融資業務については、P30の「融資業務」をご参照ください。

リスク管理に対する考え方

さらに、信用リスク・市場リスクに対しては計量化手法によるリスク量の管理を行う等、リスクマネジメントの高度化に向けた取組みを進めています。

ポイント 1. 経営戦略の決定・周知 2. 相互牽制機能の発揮 3. リスク情報の集中・管理



リスクの種類

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスク

市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む）の価値が変動し、損失を被るリスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等）

流動性リスク

財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合及び資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）

オペレーショナル・リスク

●システムリスク

コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク

コンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスク

●事務リスク

業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスク

●法務リスク

経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク

●レピュテーションリスク

評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じるリスク

各種リスク管理

信用リスク管理

信用リスクに対しては、融資部門から独立した部署が審査を実施し、牽制機能を確保するとともに、内部格付制度による与信先別の与信限度額管理を行っています。また、格付別・業種別の与信状況についてもモニタリングを行い、与信集中を管理することによりリスク分散に努めています。

さらに、VaR 等によるリスクの計量化を行い、市場リスクとともに、経営体力を基準に設定されたリスク許容量及び警告水準による管理を実施しています。

※ VaR（バリューアットリスク）とは、資産を一定期間保有した場合の最大損失額を過去の市場変動から統計的に算出した額のことです。

市場リスク管理

保有する有価証券について、複数の手法を用いた多面的な管理により、リスクのコントロールに努めています。また、日次においても評価及びリスク量等の計測を行い、リスク量が適正な範囲に収まるよう管理しています。

具体的には、VaR によるリスクの計量化を行い、信用リスクとともに、経営体力を基準に設定されたリスク許容量及び警告水準による管理を実施しています。

流動性リスク管理

流動性確保のため、大口の資金動向等の把握と管理を行い、流動性確保の状況を確認することで、流動性リスクの未然防止を図っています。

オペレーショナル・リスク管理

●システムリスク管理

システムリスクについては、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運営に努めるとともに、障害等による不測の事態への適切な対応により、リスク軽減を図っています。

●その他リスク管理

「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、法令・規則及び基準等の遵守に取り組み、事務リスク等の未然防止を図っています。また、リスク情報についてはリスク管理統括部署において一元管理を行い、迅速な対応が図られるよう取り組んでいます。

コンプライアンスにかかる基本方針

当会は、系統信用事業の都道府県段階の連合会組織であり、農業者及び地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会の発展に貢献することを基本的な役割・使命としています。

当会が、経営を取り巻く様々な環境変化の中にあってもこうした基本的役割・使命を全うし、これまで以上に揺るぎない

地域社会からの信頼を確立していくため、ここに、①基本的使命と社会的責任、②質の高いサービスの提供、③法令等の厳格な遵守、④反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応、⑤透明性の高い組織風土の構築、⑥持続可能な社会への貢献の6項目からなる基本方針を定めます。

コンプライアンスにかかる基本方針

〈基本的使命と社会的責任〉

- 1 信連は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

〈質の高いサービスの提供〉

- 2 お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

〈法令等の厳格な遵守〉

- 3 関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適切し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

〈反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応〉

- 4 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

〈透明性の高い組織風土の構築〉

- 5 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実に努め、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

〈持続可能な社会への貢献〉

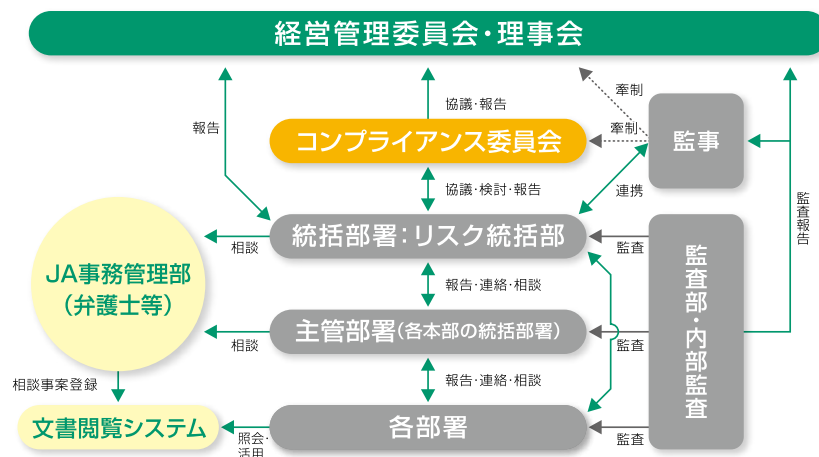
- 6 社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

コンプライアンス態勢

当会は、金融機関としての公共的使命と社会的責任を全うし、社会的信頼を確保するためにコンプライアンス経営の実践に取り組んでいます。

当会のコンプライアンス体制は、コンプライアンス委員会を設置、委員会は理事長を委員長に、役員・関係部長を委員

に構成し、また、コンプライアンス統括部署としてリスク統括部を位置付けています。各部署には、コンプライアンス担当者を配置し、役職員がそれぞれの立場・役割において誠実かつ公正な業務運営を遂行していくとともに、コンプライアンス重視の職場風土の醸成に取り組んでいます。



●コンプライアンス活動と今後の取組み

コンプライアンス態勢の確立に向けた法令遵守の職場風土を確固たるものとするため、コンプライアンス活動を強化・充実し、コンプライアンス重視の気風を役職員一人一人に浸透すべく、コンプライアンス・プログラムを策定し、役職員一丸となって取り組みます。

●コンプライアンスの啓発・周知徹底

コンプライアンス・プログラムに沿った会議及び職員研修等により、全役職員に対しコンプライアンスの啓発と徹底を図っています。

内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会のすべての部署及び子会社等を対象とし、内部監査計画及び内部監査実施計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告

した後、被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。さらに、監査結果の概要を定期的に理事会及び経営管理委員会へ報告しています。特に緊急を要する重要な事項については、直ちに代表理事理事長、監事に報告するとともに理事会及び経営管理委員会にも報告し、迅速かつ適切な措置を講じることと

内部統制基本方針

基本的な考え方

この連合会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を次のとおり制定しています。

内部統制基本方針の内容

〈役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制〉

- (1) 法令等遵守を確保する体制として、この連合会の法令等遵守に関する重要事項の協議・評価等を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置するほか、法令等遵守の問題を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を設置する。
- (2) 法令等遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス関係部署及び外部の法律事務所に相談・情報提供できる「ヘルプライン」制度を設置する。
- (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〈理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制〉

- (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間及び管理基準を定めて適切に管理する。
- (2) 業務の担当部署は、理事又は監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

〈損失の危険の管理に関する規程その他の体制〉

- (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
- (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク(信用リスク、市場リスク、流動リスク)とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針及びプロセスを定めて管理する。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本等の経営体力で許容できる範囲に収まるようコントロールし、同時にリスク・リターンを踏まえた資産運用を行い、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められていた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

〈理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制〉

- (1) 中期経営計画、年度事業計画及びその他の業務執行に関する計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事を含めた会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を委任する。
- (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

〈この連合会及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制〉

- (1) この連合会の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
- (2) 円滑なグループ運営を図るため、この連合会と子会社等の間において協議又は報告すべき事項を定め、子会社等の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

〈内部監査体制〉

- (1) この連合会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (2) 内部監査は、この連合会の全業務及び子会社等を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- (3) 監査部は、内部監査終了後、監査結果を理事長及び監事に報告するほか、理事会へ報告する。理事長は、年度内部監査実施状況を取りまとめ、経営管理委員会へ報告する。
- (4) 監査部は、監事及び会計監査人と定期的及び必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

- 〈監事の職務を補助すべき職員に関する事項及び当該職員の理事からの独立性に関する事項〉
- 7 (1) 監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置する。
(2) 監事室には、監事会運営に関する事務及び監事の指示する事項にかかる業務に従事する職員を配置する。
(3) 監事室に配属する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
- 〈理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制〉
- 8 (1) 理事は、この連合会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事会に報告する。
(2) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合又はコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
(3) 監査部は、監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
(4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
(5) 前記1(3)の「ヘルプライン」制度の運用状況及びコンプライアンス統括部署が子会社等の内部通報制度担当部門から子会社等における内部通報の状況について報告を受けた内容を、監事に報告する。
- 〈監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制〉
- 9 適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員及び子会社等の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。
- 〈監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針〉
- 10 監事はその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要なと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。
- 〈その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制〉
- 監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- 11 (1) 監事は、理事会及び経営管理委員会に出席するほか、重要な会議等に出席して、意見を述べるができるものとする。
(2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
(3) 理事及び職員は、監事からの調査又はヒアリング依頼に対して協力する。
(4) その他、理事及び職員は、監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

利用者保護等管理

当会は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、「利用者保護等管理方針」及び関連規定により、利用者保護等管理の実践に取り組んでいます。

利用者保護等管理では、「利用者説明管理」、「利用者サポート管理」、「利用者情報管理」、「外部委託管理」、「利益相反管理」を構成要素とし、それに対する組織の体制と役割

分担を定め、お客さまへの情報提供、お客さまからの相談・要望・苦情等への対応、お客さまの情報（外部委託業務に係るお客さまの情報も含む）の適切な管理、お客さまの利益の保護に努めるとともに、評価・改善活動を通じて、管理態勢の強化・充実に取り組んでいます。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（今後、利用者になろうとする方を含み、以下も同様とします。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- 1 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）及び情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応及び金融ADR制度において求められる措置・対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏えい及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

利益相反管理方針の概要

当会は、利用者の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を定めその概要を、次のとおり公表します。

〈対象取引の範囲〉

- 1 本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務又は金融商品関連業務に係る利用者との取引であって、利用者の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

〈利益相反のおそれのある取引の類型〉

- 2 「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
 - 利用者との間の利益が相反する類型
 - 当会の「利用者との間の利益が相反する類型」

〈利益相反の管理の方法〉

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該利用者の保護を適正に確保いたします。

- 3
 - 対象取引を行う部門と当該利用者との取引を行う部門を分離する方法
 - 対象取引又は当該利用者との取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法
 - 対象取引に伴い、当該利用者の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者に対して開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
 - その他対象取引を適切に管理するための方法

〈利益相反管理体制〉

- 4
 - 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
 - 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を必要に応じ適切に検証し、改善いたします。

〈利益相反管理体制の検証等〉

- 5 当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を必要に応じ検証し、見直しを行います。

情報セキュリティ

当会は、当会内の情報及びお預りした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが、当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、「情報セキュリティ基本方針」及び関連規定により、当会内の体制整備を図っています。

情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネット

ワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等を防止しています。

また、情報セキュリティ活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティ管理態勢の強化に取り組んでいます。

情報セキュリティ基本方針 ▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#security>

個人情報保護

金融事業が常に広範なお客さま情報を取扱うものであることを強く意識し、当会業務に対する社会的信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）その他の

関連諸法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報等の適正な管理、利用、提供及び開示に取り組んでいます。また、当会内の体制整備や職員の個人情報保護意識の高揚に努め、個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応が図られるよう取り組んでいます。

個人情報保護方針 ▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#privacy>

金融円滑化に係る基本的方針

当会は、農業及び地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置付け、その実現に向け取り組んでいます。

J Aを基本構成員とする協同組合の県域金融機関として、「健全な事業を営む農業者・中小企業者等をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」と位置付け、

当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、「金融円滑化に係る基本方針」及び「金融円滑化管理規程」を定め、金融円滑化に関する取組体制を整えています。

また、当会は、金融円滑化を適切に進めるために、各融資営業の担当部署にお客さまからの金融円滑化に係る「相談窓口」を設置し、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けています。

金融円滑化に係る基本方針 ▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/>

経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインへの対応方針を定める等、態勢整備に取り組んでいます。

本ガイドラインに基づき経営者保証に依存しない融資の

一層の促進に努めるとともに、お客さまとの保証契約を締結する場合やお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいて誠実に対応するよう取り組んでまいります。

経営者保証に関するガイドラインへの対応方針 ▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/>

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1 お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実ではない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

苦情処理措置

当会では、お客さまに一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会業務に関するご相談及び苦情等を受け付けていますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて信連内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、お客さまのお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当会経営陣に報告するとともに、信連内において情報共有を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。
- 4 JAバンク相談所でも、当会業務に関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

苦情等受付・対応態勢

当会では、右図のような態勢でお客さまからの声を真摯に受け止め、関係部署・外部機関と必要に応じて連携しつつ、事実関係を十分に把握し、迅速かつ適切に対応することで、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

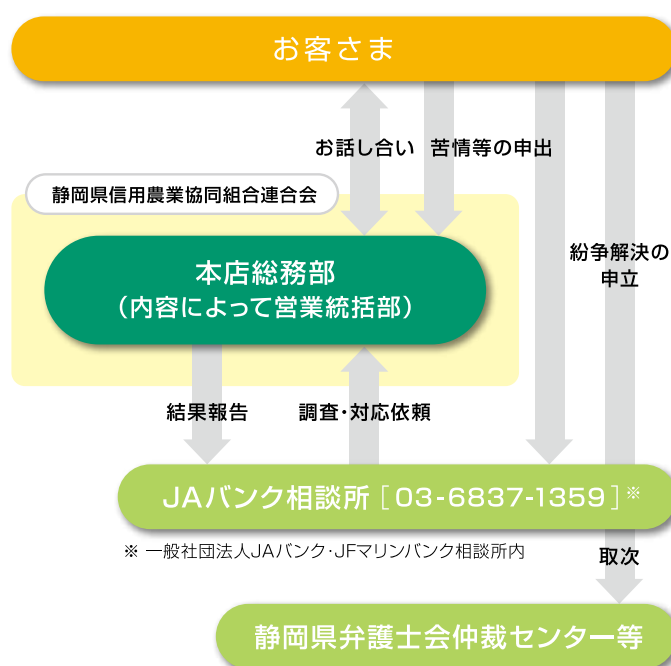
紛争解決措置

苦情等のお申し出については、当会が対応しますが、納得のいくような解決ができず、お客さまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、JAバンク相談所を通じ、紛争解決措置として弁護士会を利用できます。

※ 当会の受付窓口及びJAバンク静岡の相談窓口については、P100の「ご案内」をご覧ください。

お客さまからのお申し出に対する対応について

▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/wordpress/wp-content/uploads/2023/03/de38d6d624293c8098cd1e2f98e621d0.pdf>



マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による

被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

〈運営等〉

1

当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

〈マネー・ローンダリング等の防止〉

2

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

〈反社会的勢力との決別〉

3

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

〈組織的な対応〉

4

当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

〈外部専門機関との連携〉

5

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#hansha>

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会は、「連合組織金融機関として調和を大切に効率的な組織機能を発揮します。」「創造性ある金融サービスをおして地域社会と夢のあるつながりを目指します。」「社会的責任を自覚した健全経営を行います。」を理念として掲げています。

この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、

“農協金融を協同の精神で支援する県単位の連合組織金融機関”として、会員・お客さまの期待と信頼にこたえるため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表し、県内JAとともにお客さま本位の業務運営に努めてまいります。

〈お客さまへの最適な商品提供〉

1

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、投資信託の運用方針や手数料水準、運用実績、将来性及び運用体制等を総合的に勘案し、定期的に商品のモニタリングを行うことで、お客さまへの最適な商品提供に努めます。

〈お客さま本位のご提案と情報提供〉

2

お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。

お客さまの投資判断に資するよう、投資信託の特徴、手数料及びリスク等の重要な事項について「運用会社が作成した資料」「セレクトファンドマップ」「重要情報シート」等を活用し、分かりやすく提供するように努めます。

〈利益相反の適切な管理〉

3

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を必要に応じ適切に検証します。

〈お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築〉

4

職員向け研修の実施を通じて、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材の育成により、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針 ▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#fiduciaryduty>